

『日本の住宅運動』

八子音次郎 著

住宅復興同盟 [刊]

1953年8月 22cm/159頁 図書番号 OF-1218

第二次世界大戦後の戦災等による深刻な住宅の不足を解消するため、政府は1945（昭和20）年9月に罹災都市応急簡易住宅建設要綱（30万戸の建設を目標とする）の閣議決定等様々な住宅対策を講じた。しかし戦後の物資不足等により住宅復興はなかなか進まなかったため、住宅に困窮した戦災者や引揚者の中からは住宅獲得運動などを起こす人々も出た。

実際の住宅建設を担当したのは住宅営団である。これは1941（昭和16）年5月に労務者その他庶民の住宅の供給をはかることを目的として設立された。関東大震災後に住宅の建設供給を行った同潤会の事業・組織を継承するものである。ただし営団は1946（昭和21）年12月、GHQの命令により閉鎖された。住宅営団従業員組合が中心となって設立した住宅復興会議は、1946年12月に政府に対する要求書を決議している。

本書の著者八子音次郎は住宅復興会議事務局長を務め、住宅営団閉鎖後の1947（昭和22）年に元営団従業員を中心に結成された住宅復興同盟において、週刊『住宅通信』（1948年12月創刊）を発行するなどの活動を行った。

本書は、住宅問題の解決に向けてとられた運動や住宅関係の政策、制度などが年次的に書かれた『住宅通信』内の連載記事「日本住宅運動史論」を基本に、1950年から1952年の状況を加筆したものである。

著者は、住宅運動とは現象的には借家運動、住宅獲得運動等の形態をとるもので、大衆の生活を守るための運動の一環であり、住宅問題の解決を目的とするものとしている。本書は明治以前の土地制度の概観から始まり、明治時代から第二次世界大戦中にかけての部分は、当時の住宅問題や住宅関連法の概要を挟みつつ、時代ごとの運動の流れをまとめている。明治時代には、土地の私有・土地売買の自由が認められ、住宅関係諸法が制定されたが、住宅運動は低調であったと著者は考える。それは、この時代では土地所有者対土地使用者の抗争が表面化したに過ぎず、家屋所有と家屋貸借の対立まで移行し得なかったためであるとする。そして、日本における近代的な意味の住宅運動の発端は、農村人口の都市への集中により住宅不足が社会問題となった1916年頃と見る。さらに、第一次世界大戦末期となる1918年頃からは借家問題が深刻化し、家賃の騰貴や所有者の強硬な追立に対する反対運動が引き起こされた。政府はこのような動向に対する措置として借地法、借家法、住宅組合法等を制定した。昭和初期には布施辰治らの提唱によって借地借家人同盟が結成され、これが各地で拡大強化されてゆき、住宅運動は盛況を呈するようになるが、戦時色が強くなるにつれ、運動は次第に後退していった。終戦後から1952年までの部分は、住宅復興会議をはじめとした各種団体の具体的な運動の状況を、住宅事情や住宅政策等を交えて記述している。

なお、『住宅通信』1号（1948年12月11日）～237号（1954年6月26日）は、『住宅営団 戦時・戦後復興期住宅政策資料』第6巻（西山卯三記念すまい・まちづくり文庫住宅営団研究会編、日本経済評論社、2001年3月 *本館未所蔵）に収録されている。

（山野辺香葉・市政専門図書館司書主任）